

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2002.4.10発行〈通巻第315号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc2000@yahoo.co.jp



●「合併症」にせよ！ じん肺合併原発肺がん「管理3以上」に対象拡大	2
●メコンデルタ2002参加レポート ベトナムで「参加型労働・生活改善活動」を学ぶ	7
●JAM堺労使懇談会が「たんぽぽプラン」の登録団体に	12
●柔道女子選手 全国選手権大会の捻挫 大阪審査官が取り消し、労災保険支給を決定	15
●前線から（ニュース）	17
研り工・造船工のじん肺、振動障害、難聴の申請・認定から 大 阪／労災隠し問題懇談会はや終了 厚労省	

3月の新聞記事から／19
表紙／手作りローコスト改善（ベトナムの集団農場で）

'02 4

「合併症」にせよ！ じん肺合併原発肺がん 「管理 3 以上」に対象拡大

解決にはほど遠い新労災認定基準

厚生労働省は3月27日、じん肺患者に発生した原発性（転移ではないもの）の肺がんについて、管理3又は管理3相当以上のじん肺患者の場合については業務上疾病として取り扱うことに変更する新たな認定基準を出した。これまでには、管理4又は管理4相当の場合に限定していたので認定枠の拡大となる。1978年以来の改訂。

新規請求のほか、じん肺合併肺がんで現在労災請求中の方、旧通達で不支給処分とされて審査請求や裁判で係争中の方、過去において管理3以下であったので労災請求をあきらめていた方には新認定基準が適用される。

ただし、過去未請求の方については遺族補償は死亡時から5年、療養・休業補償については2年という時効の決まりがあるので、時効にかかりそうな場合は、ただちに労基署に請求行為だけでも行なわなければならない。

さらに、注意を要するのは、管理3であれば要件を満たすわけで、合併症を併発している・いないにかかわらず、肺がんは労災補償対象となった点だ。つまり、原発性に限られてはいるが、実質上、肺がんが管理3限定の「合併症」なったということなのである。したがって、労災補償を受けていないじん肺有所見者への周知も今後はからなければならないといえよう。

改訂内容は一步前進ではあるが、多数の管理2の労災療養患者や（労災療養中ではない単なる）有所見者を切り捨てており、患者全面救済にはほど遠い。

ケイ酸粉じんの発癌性、じん肺患者における肺がん多発が明らかとなっている今日、肺がんをじん肺法上の合併症とする抜本的改正が直ちに必要であることを改めて強調するとともに、さらに、運動を強めていかなければならぬと考える。

基発第0327005号 2002年3月27日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

じん肺有所見者(石綿肺にかかっている者を除く。以下同じ。)に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、昭和53年11月2日付け基発第608号により示していたところであるが、今般、「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」の検討結果を踏まえ、労災補償上の取扱いを下記のとおり改正することとしたので、今後の事務処理に遗漏のないよう万全を期されたい。なお、本通達の施行に伴い、昭和53年11月2日付け基発第608号は廃止する。

記

じん肺法第4条第2項に掲げるじん肺管理区分(以下「じん肺管理区分」という。)が管理3又は管理4と決定された者に発生した原発性の肺がんについては、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うこと。なお、現に決定を受けているじん肺管理区分が管理3若しくは管理4でない場合又はじん肺管理区分の決定が行われていない場合において、当該労働者が死亡し、又は重篤な疾病にかかっている等のため、じん肺法第15条第1項の規定に基づく隨時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺診査医による当該労働者のじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断により、じん肺管理区分が管理3又は管理4に相当すると認められる者に発生した原発性の肺がんについても同様に取り扱って差し支えない。

基労補発第0327001号

平成14年3月27日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いに関する留意事項について

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、平成14年3月27日付け

基発第0327005号（以下「局長通達」という。）をもって改正されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記の事項に留意のうえ、その円滑な運用を図るよう配意願いたい。

なお、昭和53年11月2日付け事務連絡第42号及び平成13年5月29日付け基労補発第14号は廃止する。

記

1 改正の趣旨

じん肺有所見者に発生した原発性の肺がんについては、わが国ではじん肺症に肺がんの合併する頻度が一般人口における場合よりも高いこと並びに進展したじん肺症の病態のもとでは肺がんの早期発見が困難となること及び治療の適用範囲が狭められること等の医療実践上の不利益の観点から、昭和53年11月2日付け基発第608号に基づく取扱いを行ってきたところである。

今般、じん肺の進展度と医療実践上の不利益の程度との関係について臨床症例を収集し、画像診断面及び治療面から検討を行ってきた「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」から、じん肺有所見者に発生した原発性の肺がんについて、じん肺法第4条第2項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）が管理4では明らかな医療実践上の不利益があると認められたことに加え、管理3でも明らかな医療実践上の不利益が存在すると判断するとの検討結果報告書が提出されたところである。

これを踏まえ、じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いが改正されたものである。

2 「じん肺管理区分が管理3又は管理4に相当すると認められる者」について

局長通達に示された「じん肺管理区分が管理3又は管理4に相当すると認められる者」とは、エックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見等から、じん肺の進展度及び病態を地方じん肺診査医が総合的に判断した結果、じん肺管理区分の管理3又は管理4に相当すると認められる者をいう。

なお、地方じん肺診査医による判断が困難な事案については、関係資料を添えて本省補償課に相談すること。

新認定基準の問題点

今回の認定基準は、「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」（以下、不利益検討会）が1) 画

像診断面の不利益、2) 治療面における不利益について検討した結果、

「じん肺有所見者に発生した原発性の肺がんについて、医療実践上の不利益の観点からじん肺管理区分に応じて、

- 1) 管理4では明らかな医療実践上の不利益が認められた。
- 2) 管理3イ・3ロでも明らかな医療実践上の不利益が存在すると判断する。
- 3) 管理2では、じん肺のない場合との比較において明らかな医療実践上の不利益が存在するとは認められなかった。」

としたことを受けて出された。

不利益検討会の出発点は、2000年1月2月「じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会」(以下、補償専門検討会)が国際がん研究機関(IARC)や日本産業衛生学会が認めた主要なじん肺原因物質である結晶性シリカ(ケイ酸粉じん)の発癌性を否定する一方で医療実践上の不利益を示唆したことになった。両検討会の委員となった専門家もいる。したがって、不利益検討会そのものがはじめから間違った医学的見解から出発していること、これが最も問題であった。

結晶性シリカの発癌性を否定し、じん肺患者において肺がん患者が多発していること、その肺がん併発じん肺患者と家族の大多数が救済されていないという重大な問題から「医療実践上の不利益」に問題のすり替えをした結果が今回の結論であった。

新認定基準を前にした今思うことは、旧認定基準以降の20年間ずっと「医療実践上の不利益」は存在していたのであるから、その20年間はいったい何だったのだろうか、ということである。不利益検討会にはじん肺行政を支えているじん肺診査医も含まれている。彼らは問題の所在をわかっているながら、いったい何をしてきたのであろう

か。「医療実践上の不利益」が存在する状態を放置した行政責任の一部を今回の不利益検討会の専門家たちが負っていることは明らかだろう。こうした専門家たちが集まって、またもや、救済を管理3までに限定する結論を出してきたのであるから、呆れる他はない。

「健康管理等検討会」の動向が焦点に

不利益検討会は、労災補償・認定基準を所管する厚労省労災補償部補償課職業病認定対策室が担当してきたもので、業務上疾病の線引き判断としては当面の結論が出されたことになる。しかし、じん肺患者の肺がん多発は管理2、3の区別はないのであるから、今後も、管理2の患者に発生した肺がんの業務上外をめぐる問題が大きく残された。

既報の通り、補償サイドの不利益検討会と平行して、じん肺患者の健康管理を行うじん肺法を所管する労働衛生部労働衛生課担当の「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」(以下、健康管理等検討会)が昨年7月から開始された。審議は佳境に入っており、3回目の会合が4月30日に予定されている。

この検討会は、補償専門検討会が結晶性シリカの発癌性を否定した後、日本産業衛生学会が逆に発癌性を認定したという状況を受けて開始され、結晶性シリカの発癌性の検証を改めて行うこと、肺がん検査を含めたじん肺健康診断のあり方等の検討を行うことを主要課題として招集されたものだ。

今回、不利益検討会は管理2を労災補償

の対象とはしなかった。したがって、同じ厚労省の健康管理等検討会が、合併肺がんを、管理2を含めて自動的に労災補償の対象となる「法定合併症」にするのかどうかということについては、状況は厳しいものになつたとも考えられるが、一方で、日本産業衛生学会における結晶性シリカの発癌性認定は1年の暫定期間を経て4月の総会において正式決定となるなど、情勢は厚労省の抜本的方針転換を迫っている。じん肺有所見者に対する肺がん検診の充実などでお茶を濁されてはたまつものではない

安全センターとしては、健康管理等検討会、厚労省への取り組みを引き続き、諸団体

と連携して行い、合併肺がんを法定合併症とするという根本的で明快な解決を迫っていきたい。同じ法制度をとる韓国ではすでに合併症として整理されているのである。

個別的には、福岡高裁において係争中の管理2合併肺がんをめぐる行政訴訟への支援を強めるとともに、再審査請求中のWさん(管理3イ)の早期労災認定を求めていきたい。

腰痛をのぞいては、最大の認定患者数、死亡者数を数えるじん肺問題は、労災職業病の取り組みの中でも極めて重要であり、改めて多くの皆さんの注目を訴える。

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための
情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

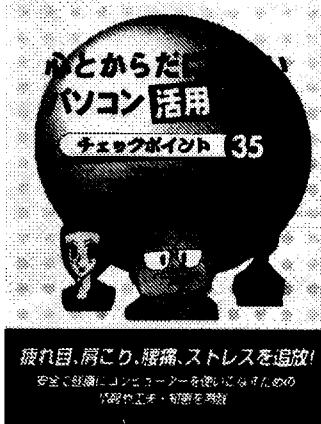
[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

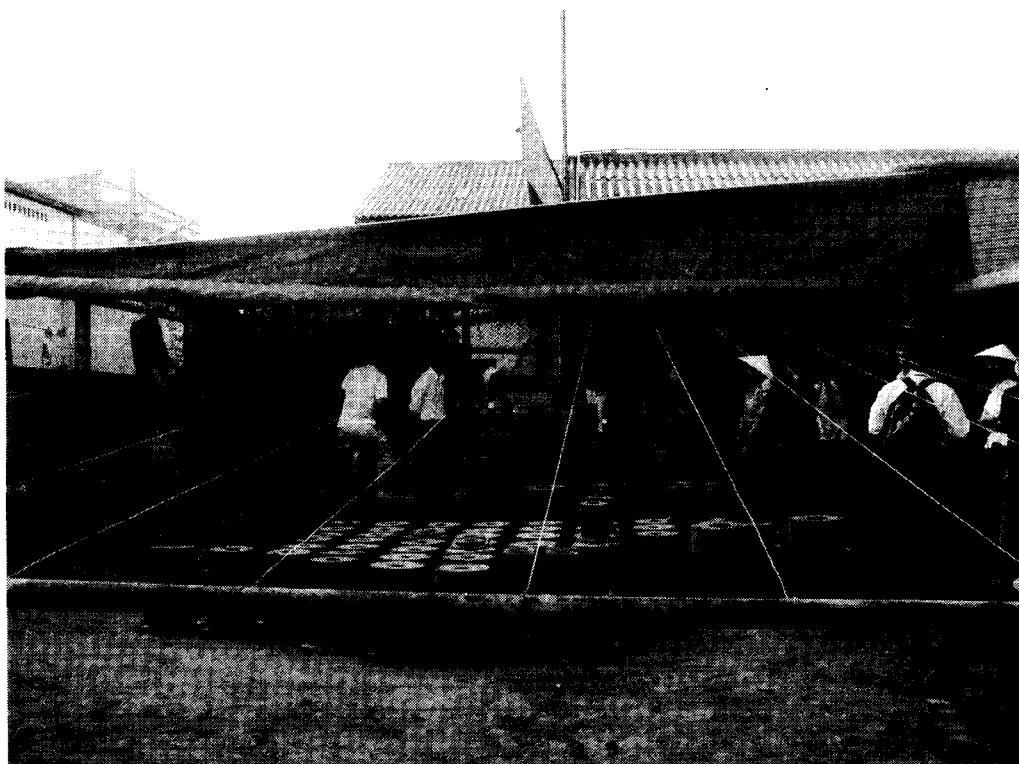
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6942-0278



A5版・約130頁
[定価] 1,500円
[安全センター特価] 1,200円(送料別)

メコンデルタ2002参加しポート

ベトナムで 「参加型労働・生活改善活動」を学ぶ



What is the improved point in this picture?

... (この写真の改善点はどこですか?) よい点はどこか、どうすればよりよくなるのか、そんな問い合わせに対するグループ討論を何度も何度も繰り返した1週間でした。そして、答えを自分たちで出し、改善し、実行する、さらに目に見える成果が現れる、そんな体験を与えてくれた1週間でした。

*

参加型安全衛生活動といえば、実際に職場で労働者自身による安全衛生活動、ということですが、ベトナムで、労働者自身の参加により、職場や生活改善を実施するという手法を開発し実践して、大きな成功をおさめているという。その参加型改善活動を実際に体験して学ぶ企画があり、私、田

島が参加しました。

行き先はベトナム南部のメコンデルタ地方に属するカント省、そこでは、ベトナムカント省労働衛生環境センター (ECHO : The Center for Occupational Health and Environment) が、WISE (Work Improvement in small Enterprises : 小規模工場での参加型労働安全衛生改善トレーニング) とWIND (Work Improvement in Neighborhood Development 農村労働生活改善プログラム) という2つの手法を実践していました。

南北に長いベトナムのもっとも南に位置するメコンデルタ地方、カント省はそのほぼ中心にあり、ホーチミン市から車で5-6時間ほどかかります。さて、そこで、どのようなセミナーをやるのか、WINDやWISEとはどんなプログラムなのかと思いながら訪問したカントで、おもしろくて楽しい体験が待っていました。

今回のセミナーに参加したのは、日本人11人、タイ人2人、韓国人1人、ベトナム人5人の19人で、すべて英語で行われました。行ってみてはじめてわかりましたが、

われわれ参加者が受けたプログラムは、PAOT といって、Participatory Action Oriented Trainingの略称で、文字通り参加型活動を指導するトレーニングでした。PAOTではこのトレーナーをファシリテーター (Facilitator)と言います。PAOTプログラムは、参加者全員がこのファシリテーターとなるべく、グループワークや実践をまじえて学ぶようになっていました。そしてこの実践という部分で、前述のWINDが関係してくれるのです。

* *

参加型活動でグループワークを行うのは基本ですが、PAOTでも常にグループワークが実践され、初日の講義からただ講師の話を聞くのではなく、テーマに沿ってグループ討論が行われ、それぞれが答えを導き出すという方法で行われました。参加者は何度も討論を行う中で、良いファシリテーターになるヒントを探り出していくことになります。

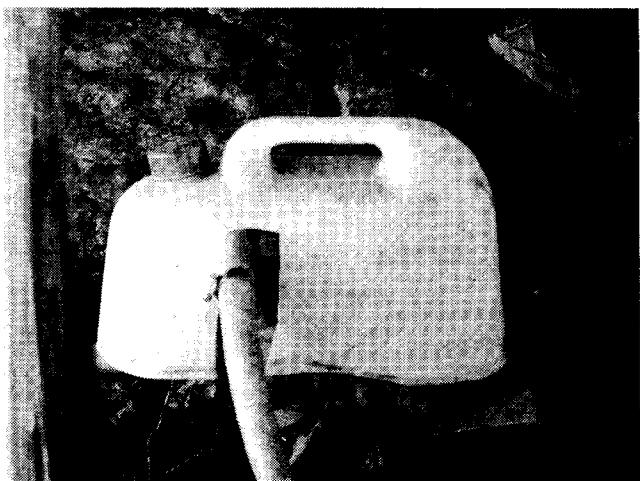
2日目からは、5人ほどのグループに分かれ、「保管と運搬」「機械の安全」「ワークステーションデザイン」「人間工学的作業とハザード管理」「組織的作業」などそれぞれテーマを与えられ、テーマに沿った改善について、プレゼンテーションを作成する作業がはじまります。さて、ECHOはすでにカント省の集団農場でWINDプログラムを実施し、成果をあげてきています。まず、すでにWINDプログラムを受けて改善を実践している農家を訪問し、良い事例集めを行いました。雨季に入る直前のベトナムはまるで大阪の夏のように暑く、しかも早起きのために寝不



グループ討論を行うWIND 参加者たち



▲台所:以前は床で調理していたのを
テーブルを設置して働きやすく改善



▲ポンプカバー、身近な材料で簡単

▼ボートのへりに椅子を設置、手作り
のつつかえ棒で、エンジンを支える
負荷を軽くしている





夫婦でチェックリストに取り組む

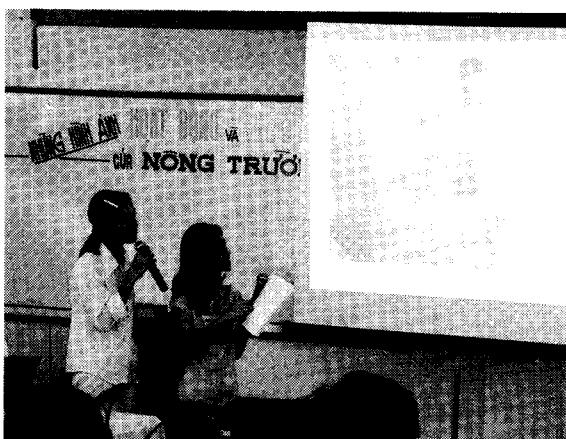
足ぎみの状態で農場を歩き回るのは大変でしたが、初めて目にするベトナム農場、農家の方々との交流は非常にすばらしい体験でした。私たちが訪問したソン・ハウ集団農場は、カント市から車で1時間、さらにボートで20分ほどのところにありました。カント省は川が多く、またその間を網の目のように運河でつないであり、農場内の移動はすべてボート、ボートはこの地方の主な交通手段でした。集団農場の主な生産物は1番に米、それからマンゴやスイカといった果物、その次に漁業、養殖で、豚や鶏、アヒルなど家畜も見うけられました。

WIND の改善の特徴は、なんといってもローコストで地元で調達できる材料の有効利用、誰でも簡単にできることで、農場ではたくさんの改善事例を見ることができました。

また、WISE を実践する靴製造工場や鋳物工場も見学することができました。

3-4日目は農場の集会所で ECHO のスタッフにより WIND プログラムが実施され、私たち PAOT の参加者は、その WIND プログラムの一部でファシリテーター役を実際に実

践し、ファシリテーターとはどうあるべきかを学びました。参加したのは、農家の10家族18人で、ほとんどの人がご夫婦で来ていました。夫婦で体験を共有してもらい、今後話し合いをして生活や作業の改善に取り組んでいってもらうために重要のことでした。WIND の1日目は、まずチェックリストについて学び、実践します。チェックリストを持ってすでに改善に取り組んでいる農家を訪問するのですが、最初は戸惑っていた参加者たちが、徐々に関心を示し始める過程は、私の興味をひきました。訪問先が自分たちと同じ農家であるということ、そして同じような境遇の人たちと一緒に参加しているということから、次第に打ち解けていくのが言葉の分からない私たち外国人にもわかりました。特に女性たちがチェックリストを見ながら集まって話している様子でした。2日目はいよいよ私たち PAOT 参加者がグループごとにそれぞれのテーマで、ファシリテーターをつとめ、WIND 参加者にグループワークを実践してもらいました。



つかない英語でプレゼン中の筆者（右）と通訳してくれているベトナム人医学生（左ホアイメイさん）

プログラムが進むにつれ、WIND参加者たちの議論は活発になり、同時に私たちPAOT参加者もファシリテーター役の合間にグループ討論を行い、ファシリテーターのあり方もどんどん改善されていきました。グループワークの長所を見事に実践したと思います。

プログラムが終わったとき、WIND、PAOTの参加者すべてそうとう疲れていましたが、やり遂げた充実感が残りました。また、これで終わりなのではなく、ここで得たものをこれから生かしていくものなのだということを、自然とすべての参加者が自覚していたというのも重要なことだったと思います。短期間しか滞在できない私たちは見ることができませんでしたが、WINDプログラムを受けた人たちは、この次にはその後自分たちが行った改善事例を報告し、次にWINDを受ける人たちのファシリテーターとなるそうです。また、プログラムの場でだけではなく、地域でも改善活動のファシリテーターとなり、活動を広げていく核となります。

5日目は、これまでの実績について、WISEを実践する靴工場のディレクターやWINDの地域のファシリテーター役の農民から発表がありました。PAOT参加者も、それぞれ仕事のことや自国のことなど多彩なテーマで全員が発表を行いました。WISEを実践する工場では、ディレクター自らが、WISEの改善することは生産性の向上にもつながると断言していたのが印象的でした。日本の中小事業主もみならってほしいものです。

この日には参加者、スタッフ一同、疲れも

ピークに達していて、私も人の発表中に居眠りしないよう相当の努力を要しましたが、その夜のお別れパーティーは盛り上りました(初日から毎晩、夕食のたびに乾杯で盛り上がりっていたにもかかわらず)。

* * *

PAOTプログラムの詳しい内容がお知りになりたい方は、そのうち報告集がでますのでご連絡いただければお送りいたします。また、「参加型改善と国際保険メーリングリスト(APIEL)」にもご参加いただければ、アジア各国の取り組みの紹介や参加型改善の取り組み情報の交流の場として活用できます。ぜひご参加ください(<http://www.jca.apc.org/etoshc/apiel.html>)。

ベトナムのPAOTおよびWIND、WISE、パキスタンやモンゴルではPOSITIVE (Participatory Oriented Safety Improvement by Trade Union Initiative)など参加型改善活動は確実に根付きつつあります。ベトナムでの国際的なPAOTプログラム実施は、2度目の試みでした。PAOTプログラムの手法を学ぶことも非常に有意義であり、さらにアジアの国々からの参加者と経験を共有し、交流できる貴重な機会でもあります。今後もこの国際的な取り組みは継続されるべきであり、また読者の皆さんもぜひ1度参加してみてくださいと思います。

7Pの写真:屋外の資材置き場の屋根の改善、雨が降れば張ったロープ上をシートを転がしてのばし、資材をカバーする

JAM堺労使懇談会が 「たんぽぽプラン」の登録団体に

小規模事業場団体安全衛生活動援助事業を 労働組合が活用

機械・金属産業の労働組合で構成されるJAMの地域組織、同堺地区協議会の労使で構成される「JAM堺地区協議会労使懇談会」が、この4月1日付けで小規模事業場団体安全衛生活動援助事業（通称名「たんぽぽプラン」）の登録団体として選定された。

50人未満事業場の 安全衛生対策推進を国のお金で

「たんぽぽプラン」は、労働者数50人未満事業場の安全衛生活動を推進するため、厚生労働省が中央労働災害防止協会に委託して、中小事業場団体を登録、2年間（その後にアフターケアが1年）にわたって団体の安全衛生活動を援助するというもの。都道府県ごとに概ね2団体が登録され、研修会や相互安全パトロールなどの団体としての労働安全衛生活動、事業場ごとの特殊健診断、機器の自主点検、作業環境測定などの対策についても安全衛生サービスとして期間中に援助することになる。限度額は、団体活動の費用が年間200万円、事業場ごとの安全衛生サービスは年間300万円と

されている。

50人未満事業場で働く労働者の数は、全労働者のうちの6割をしめており、厚生労働省の労働災害統計でも、絶えず休業4日以上の災害の7割をしめているという現状がある。現行の労働安全衛生法では、産業医や安全衛生委員会の設置義務、衛生管理者の選任など、「50人未満」という数字を境界にして、これらの多数派ともいえる労働者にとって制度としての恩恵は得られないシステムになっている。たとえば、かねてより産業医の選任義務付けを30人以上に広げることが、労働政策審議会等で議論されるなど、この問題が再三にわたって取り上げられてきたが、実効ある対策を取り得ていないというのが現在の状況だ。

そんな中で、産業保健対策については、労働基準監督署管轄地域ごとに設置された「地域産業保健センター」が労働者数50人未満事業場を対象に、地域医師会に事務局を委託して運営かれることをはじめ、各種の援助、助成の制度が運用されている。そして、安全対策については、この団体安全衛生活動援助事業が実施されているという

わけである。

長年の地域安全衛生活動のさらなる発展を

JAM堺地区協議会は、本誌でも何度か紹介してきたように、前進の一つである旧金属機械労働組合当時から27年にわたり安全パトロール活動をその重要な活動として継続実施してきた実績があり、それを引き継ぐ形で労使懇談会としての活動が援助を受けるのは、ある意味で自然な成り行きであったといえる。昨年秋より登録の準備を開始し、年末に登録申請を行ったところ、今回の登録を受けた。

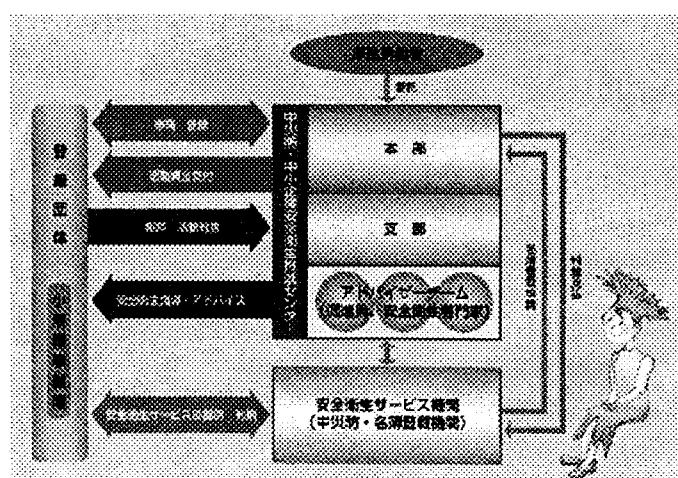
同地協は、単組数39で構成され、そのうち労働者数50人未満が14（事業場数としては17）となっている。労働安全衛生対策部は5人の委員で構成され、2カ月に1日をとり、午前、午後と2職場の職場巡視・講評という形で安全活動を進めてきた。とくにこの職場巡視では、巡視をした対策部員等が事後に改善を要すると思われる箇所を指摘し、それを受けた事業場の労使がその後の対策の参考とし、その経過について報告するか次回の巡視の際に点検するなどの事後対策も実施してきているところが各方面からの評価を受けている所以といえよう。

しかしこまでの活動をさらに発展させていく意味では、いくつかの改善も課題にあがっていた。その一つは、巡視を実施すると

いっても、受け入れはもちろん任意であり、事業主がその意義を認めていなければ、訪問自体が出来ないということがあった。したがって、労使がかねてより安全衛生対策に一定の力を割いている状態の事業場に職場巡視を行っているというのが現状ということになる。もちろんそれだけでも意義は大きいが、同じ地域の同じ労働組合産別の内で、受け入れている事業場とそうでない事業場の安全衛生対策の差が開くばかりという結果を招来することも懸念されるところだ。

今回のたんぽぽプラン登録申請にあっても、個別事業場の安全衛生サービスによる援助対象となる50人未満の17事業場をみると、これまでに巡視を受け入れてこなかった事業場が多い。したがって、同安全対策部では、これらの事業場に積極的に働きかけ、色々な支援を受けることにより安全衛生活動を促進する活動を展開することになる。

また、都道府県産業保健推進センターが実施している選任義務のない50人未満事



業場において、産業医を共同選任する場合、その費用を国が肩代わりする制度「産業医共同選任事業」についても、同時に取り組むことにしている。

法制度の格差が 安全衛生環境の格差になっている

もともと法に触れないのであれば、「無駄な」経費を使うことはないと思うのが経営者の常である。もちろん労働者の健康の確保が品質管理につながり、士気の高揚にもつながるということは頭でわかっていても、このご時世でコストの削減が至上命題だとばかりに、安全衛生対策に目が行かない。義務があるわけないから安全衛生委員会を作る必要もない。だから、労働組合で安全衛生対策が話題にのぼり、何とかしなければと思っても、特別の努力を払わない限り労使交渉の課題にあがるわけでもない。産業医など義務がないから縁もゆかりもない。というのが50人未満事業場の一般的な状況だ。

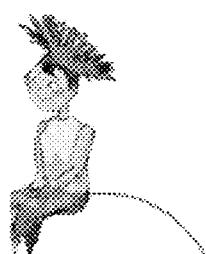
何か安全衛生上問題が発生するなどして、それがきっかけとなって社長が職場改善に乗り出したり、工場長が安全対策の工夫を凝らすというような小規模事業場の例もあるにはあるが、ほとんどごく少数の事例だ。それがために、はじめに紹介した災害統計の数字となっているのである。

労働組合による 中小事業場安全衛生対策の推進を

ただ、この「たんぽぽプラン」という制度、労働組合による小規模事業場の安全衛生対策にとってまるまる福音かというとそうでもない。もともと小規模「事業場」の団体を登録するということだから、JAM堺という労働組合のみの主催でやっていた職場巡視なら対象とならない。各種の援助については、そのほとんどが厚生労働省管轄の独立行政法人である中央労働災害防止協会か関連する機関に実施を依頼する必要がある。また、この施策は製造業に限定されているという問題もある。もちろん災害発生数が多いという現状があるが、たとえば商店街や専門店街における安全衛生対策など、実施可能性のある業種での適用も意味があるといえる。この種の施策については、今回の堺の取り組みを材料に改善を求めていく必要があるだろう。

なんだかんだと言っても、「結局労働組合も大手中心」などというボヤキがいつも巷にあるものだが、中小の機械金属産業事業場を組織する労働組合であるJAMが、あらためてこうした50人未満事業場の安全衛生対策に焦点をあてる取り組みを進めることの意義は大きい。

*たんぽぽ計画については、
<http://www.jisha.or.jp/tanpopo/index2.html> を参照。



柔道女子選手 全国選手権大会中の捻挫

大阪審査官が取り消し、 労災保険支給を決定

企業スポーツ選手が試合中の怪我は労災になるか。

近ごろテレビの番組での問題になりそうな問いただ。答えは、「通常の場合なら労災になる」というものだ。

エスビー食品のマラソン選手の死亡災害をめぐる労働保険審査会の裁決の後、平成12年5月に出された「運動競技に伴う災害の業務上外の認定について」(基発第366号)については、以前本誌でも紹介し、その範囲がかなり広いところで認められるようになったところだが、もともと企業を代表して試合に出ているときの怪我は、労災と認められていた。各種の先例集でも示されているところで、たとえば公務災害の事例集でも、大阪府警のラグビー部選手が、社会人の全国大会で捻挫した災害は、公務災害として認めることとなっている。

直接の指揮命令がなくとも業務上

最近この種の事例で、大阪労災保険審査官が不支給とした原処分を取り消す決定を行った。概要は次のとおりだ。

柔道部の女子選手である被災者は、平成13年4月、全日本女子柔道体重別選手権大会の試合中に、両膝を捻り「両膝捻挫」との診断を受けた。労災保険療養補償給付を請求したところ、原処分庁は「運動競技に伴う災害の業務上外の認定について」に基づき調査を実施したうえで、労働者性が明確ではなく、事実上プロ契約選手に近いという理由で労働者性を認めず、半年後に不支給とした。

審査請求を受けた大阪労災保険審査官は、調査の結果、①被災者の所属するA社の柔道部員は、A社スポーツスタジアムで練習しているが、被災者は重量級の選手であり、練習相手に恵まれず、関東のB大学で学生の重量級の相手と練習を行ったほうが、より一層の効果があると判断され、B大学において練習しており、会社の本来業務や会社の練習施設に所属していない、②しかし、請求人にかかる労働時間(練習時間等)は、あらかじめ提出された、「勤務予定表」及び事後提出の「勤務記録表」により管理され、会社の指定する指導者のもとで競技活動に専念し、指定された大会には必ず出場する

ことが義務付けられており、それに伴う費用も会社が負担している、③また、練習場所であるB大学へは本人の都合によるものではなく、会社の命令によるものである、④一般労働者に適用される就業規則等（勤務時間の管理はスポーツ選手のため労働時間、休日等は別）に基づき賃金・手当等が支給されている、と判断して労働者として認める決定を行った。

行政判断を補正する 労災保険参与制度

要するに、このケースでは企業に所属するものの、日常の練習や生活はまったく事業場からかけ離れたところで行っており、事業主の指揮命令のもとにあったとは言い難いというのが原処分の理由だった。事实上、スポーツ選手の派遣中の練習時間の管理などできようもなく、広い範囲で労働者を認めるというのが平成12年の通達の趣旨であったはずだ。彼女が求められるのは、

結果として全国大会等で活躍をすることだったと思われるが、企業がそのことを彼女に求め、賃金を支払う以上、労働者と認めるのは当然といってよいだろう。

また、プロ契約選手と比較すべくもない報酬の額からして、原処分は妥当性を欠いたものだったといわざるを得ないところである。

なお、この審査決定書によれば、参与会にあっても、労使参与全員が取り消し相当との意見を表明していたという。

厚生労働省編集の解説本等には、通勤災害や本来業務以外の業務上災害を含めて「このての審査、再審査の事案については、労使ともに支給決定を求めることが多い」という趣旨の解説がされていることがあるが、この事例もまさしくそのような事例といえよう。世間の常識を労災の認定にもつと生かすという意味で、参与制度による行政判断の補正機能をさらに改善する必要があることを示す決定とも言える。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークです。

機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 1部 : 800円
- 購読会費 : 1部年額 10,000円
- 申し込み:全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org

前線から

研り工・造船工のじん肺、 振動障害、難聴の申請・ 認定から

大阪

このところ安全センターに相談に来られた研り（はつり）作業従事者のじん肺管理区分申請、労災請求が続いている。現在は10名がじん肺管理区分申請や労災請求の最中だ。

30年以上研り一筋という方が大部分、50歳で管理3口などといった重症のケースを含めて大半が管理3イ以上という決定状況であり、被災者からの聴き取り内容通り劣悪な粉じん環境と防護実態を証明する方たちとなっている。

じん肺の他に目立つ健康障害としては、振動障害と難聴がある。

難聴については、明らかに重症とみられるAさんが障害補償請求中だ。Aさんは20歳代から約40年間研り作業専門できた方で、

電設工事に伴う地下工事の研り作業にも多く従事した経歴をもっている。昨年になってはじめて申請した管理区分申請で管理3口（大陰影あり）・合併症－続発性気管支炎と判定され労災認定を受けた。相談に来られた当初から大きな声でないと聞き取れない状態であったので、じん肺労災認定後、ただちにかかりつけの耳鼻科で障害補償請求のための診断書を作成し、労基署に対して請求した。

研り作業はエアピック、ブレーカー、コンクリートカッターなどの著しい騒音を発する振動工具を常時使用するため、このような方がかなりあられ、日常生活に支障をき

たす状態になっている。職業性難聴の障害補償請求権は離職日から5年で時効となるため、難聴の方については順次ご本人たちと相談しながらできるだけ速やかに労災請求に取り組んでいこうと考えている。

また、振動障害で労災認定を受けた方がこの1年で3名あられる。50歳代のBさんは、30数年間研り作業に従事してきたが、5、6年前から特に寒冷期に指が白くなり、しびれ、痛みを生じるレイノー現象が頻発していた。現場で工具を支えることに難渋するほどになっていた。労災請求に労基署に赴いたときにも寒冷のため指が白くなっていて、それを見た労基署職員がポラロイド写真を撮らせてもらっていた。

Cさんは1960年頃から約12年間大阪市内の造船所でアスベスト断熱工事、その後8年程度の溶接工として、合計20年程度の粉じん作業歴がある。79年当時の管理区分決定では管理2であったが、最近、呼吸器の症状がきつくなり、管理区分決定を受け

たところ、管理3イと悪化していることがわかった。また続発性気管支炎と診断されたため労災請求し認定された。Cさんのじん肺はレントゲン写真上では線状影（不整形陰影）がみられ

る石綿肺だ。

Cさんが造船所在職当時、所属労組がじん肺闘争に取り組み、そのとき行われたじん肺検診で多数の有所見者がみつかり大きな問題となつた経緯があった。

その過程では当安全センターも協力しており、そのとき安全センターが作成した「じん肺－不治の病」と題するパンフを、Cさんは相談時に持参されたのだつた。

労災隠し問題懇談会 はや終了

問題追及はまだこれから

厚労省

全 国

本誌前号で報告した労災隠し問題を検討していく行政労使による「労災報告の適正化に関する懇談会」が3月29日の3回目をもって終了したらしい。

参加していた連合などによると、懇談会のまとめとして「2002年4月から実施する重点対策を4点明記し、①事業主への周知として、リーフレット360万枚とポスター7万枚を労働保険の年度更新時期、集団指導、労災指定病院などを通じて配布する、②厚生労働省のホームページに専門ページを新設し、労災発生時の労使の手続き方法や労災力くしの違法性と送検事例の明示、③都道府県と

市町村レベルの広報誌を利用したキャンペーン、④労災防止指導員のパトロールを利用した啓発活動の実施を確認し」また「会議ではこれらの対策は、これまでの対策活動に追加し年度内に限らず継続して行うことを見認めた」とのこと。

また、労働側（連合、全建総連）からは「この他の対策として、①労災・職業病と労災保険制度の労使への周知として、学校や職安を通じた就職時の労働者への周知、また、特に組合のない事業場や請け負労働者への周知、②労基署で労災110番を実施し労働者の電話相談をすること、③労災力くしと労災未加入事業

場の点検のため集中臨検の実施検討、④産業保健推進センターや労災病院などによる職業病に関する医師への研修や情報提供、⑤労災発生で下請け発注の打ち切りをする元請け事業者への制度の見直し検討、などを今後の検討事項として提起した」ということだ。

ごく限られた期間、参加者によるもので、アリバイ的なやり方は厚労省のやる気のなさを示してあまりある。

今後、より広範な現場の声を反映できる場をつくることを求めていくとともに、この懇談会で今後厚労省が行うとしたことの実施状況や労働側から提起されたという問題への対応についても厳しい目でみていくことが重要だ。

労災隠し問題の抜本的改善にむけてさらに取り組んでいかなければならない。

3月の新聞記事から

3/7 午後7時50分ごろ、大分県玖珠町の万年山付近で、陸上自衛隊のヘリコプター2機が訓練中に行方不明になった後、墜落しているのが発見された。両機には各2人、計4人が乗っておりそのうち3人が死亡した。

3/11 厚生労働省は、じん肺患者に発症した肺がんについて労災認定枠を拡大することを決めた。(2p参照)じん肺が比較的軽症でも、肺がんの発見や治療の支障になると専門家の調査結果を受け入れ、「管理3」まで、認定枠を拡大する。

午後2時40分ごろ、愛知県半田市の国道247号線の地下約2.6メートルに埋設された雨水管で、しゅんせつ工事中の作業員4人と、救援に向かった1人の計5人倒れ、2人が水死し、3人は有毒ガス中毒で死亡した。雨水管にたまつた汚泥などから発生した有毒の硫化水素ガスを吸ったのが原因。事故直後、測定値限界の29.5ppmの硫化水素が検出されており、半田消防署は800-900ppmの高濃度だった可能性が高いとみている。

3/12 午後5時20分ごろ、宮崎県延岡市の旭化成レオナ工場のポリマー製造棟の1階配電室付近から出火、付近の3698世帯9407人に避難勧告が出された。延焼した付近には燃えると刺激臭や一酸化炭素を発生するダウサムと呼ばれる油材や同棟3階には放射性物質のコバルト60が保管されている。出火当時従業員50人がいたがけが人はなかつた。

「京セラ」の社員で香港現地法人に勤務していた大森光隆さんが心筋こうそくで死亡したのは過労が原因だったとして、両親が同社などを相手取って起こした損害賠償訴訟で、会社側が約5000万円を支払う和解が仙台高裁秋田支部で成立した。大森さんの1ヶ月の残業時間は200時間近かったという。

3/14 午前10時ごろ、東大阪市の缶類メーカー「大阪製罐」第1工場で、作業中の「シルバー人材センター」派遣の生田嘉男さんが空き缶の圧縮作業中に、プレス機に頭をはさまれ死亡しているのを別の社員が見つけた。

3/15 住友電設の電気設備工事技師が1989年11月6日に気管支喘息が重症化して呼吸不全で死亡したのは、過剰な業務が原因として

名古屋東労働基準監督署の遺族補償年金不支給処分の取り消しを求める控訴審で、名古屋高等裁判所は、遺族の訴えを認める判決を言い渡した。

3/16 厚生労働省は、経済団体、労働団体、行政で構成する「労災報告の適正化に関する懇談会」を設置した。厚労省、日経連、連合のほか、建設業界と関連の労組から代表者が参加。労基署の役割を補完して危険個所の指摘などをする「労災防止指導員」の強化で合意の方向といい、新年度以降に具体策を詰める。

北九州市の新日鉄八幡鉄工所戸畠構内のプリキ工場で、午前5時ごろ、関連会社の山九株式会社の労働者が、ロール整備作業中に、ダル加工台車上で回転中の加工ロールのネック部と、台車のゴムローラーとの間に巻き込まれ、台車上から加工ロール(約2.38トン)とともに転落し、ロールの下敷きになって死亡した。

3/20 午後10時45分ごろ、ペルーのリマの米国大使館近くで車に仕掛けられた爆弾約30キロが爆発し、米大使館の警備員や、通行人、警察官の計9人が死亡、約30人が負傷した。23日午後にブッシュ米大統領がリマ入りする予定。

午前11時35分ごろ、山梨県西桂町の中央自動車道富士吉田線下り線で、野火の煙で視界が悪くなつたために減速した車に後続の車が次々追突し、乗用車11台、大型トラック2台、普通トラック1台の計14台が玉突き状態で衝突し、4人が死亡、1人が意識不明の重体、9人が重軽傷を負った。

3/25 午後7時半ごろ、アフガニスタン北部一帯でマグニチュード6.0の地震が発生し、約4000家屋が倒壊し、約1800人が死亡した。負傷者も2000人。震源地は、首都カブールの北120キロ。

3/29 総務省の労働力調査結果によると、2月の完全失業率は1月と同じ5.3%で、男女別では女性が0.1ポイント上昇し5.2%だった。完全失業者数は、前月より12万人多い356万人。



腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Relief	グレー・ブルー - (サートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259